

## 第6期介護保険料の算定改定お知らせ

大雪地区広域連合は、本年度から3年間の第6期介護保険料の料率等を改定しました。介護保険制度は、介護給付費等は利用者負担（1割）を除いた費用の50%を公費（国、道、広域連合）で賄い、残り50%を第1号被保険者（65歳以上）の保険料22%（第5期は21%）、第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料28%（第5期は29%）で賄うことになっています。

保険料負担は、介護給付費の増加に伴って増大しています。今後とも安定的な介護制度運営をするためには、これまで以上に被保険者の方の負担能力に応じた保険料算定をする必要があるため、保険料負担段階の設定を行います。

- 第1号被保険者は、今後の要介護認定者及び介護サービス利用の状況の変化に的確に対応できるように広域連合を構成する町の高齢者の現状と将来推計及び介護サービスの利用見込みを行います。介護保険料の基準額（第5段階）は年額69,305円（月額換算5,775円）としました。
- 第1号被保険者の介護保険料段階区分を11段階に改正しました（旧第5期介護保険料の段階区分は10段階）。
- 旧第5期の第1段階と第2段階を、第1段階の1つの段階区分に統合しました。
- 合計所得金額120万円未満の方を第6段階（旧第5期では第7段階）、同120万円以上190万円未満の方を第7段階に新区分しました。
- 合計所得金額190万円以上290万円未満の方を第8段階（旧第5期第8段階）、同290万円以上400万円未満の方を第9段階に新区分しました。
- 「保険料区分」は、下記のとおり11段階に区分します（当該年度の4月1日時点における被保険者本人の課税及び所得状況、被保険者の属する世帯の課税状況による）。
- 第1段階の年額保険料は、後日政令で定まる低所得者への軽減措置を踏まえて軽減予定です。

### 第1号被保険者(65歳以上)の保険料

保険料区分	対象者	算定方法	年額保険料
			平成27～29年度
第1段階	生活保護の受給者、世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金の受給者または本人の「前年の合計所得金額+課税年金収入額」の合計が80万円以下の方	基準額×0.50から基準額×0.45に軽減予定	34,700円から31,200円に軽減予定
第2段階	世帯全員住民税非課税で、本人の「前年の合計所得金額+課税年金収入額」の合計が「80万円を超え120万円以下」の方	基準額×0.70	48,500円
第3段階	世帯全員住民税非課税で、本人の「前年の合計所得金額+課税年金収入額」の合計が「120万円を超える」方	基準額×0.75	52,000円
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」の合計が「80万円以下」の方	基準額×0.88	61,000円
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」の合計が「80万円を超える」方	基準額 69,305×1.00	69,300円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が「所得120万円未満」の方	基準額×1.26	87,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得「120万円以上190万円未満」	基準額×1.30	90,100円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得「190万円以上290万円未満」	基準額×1.57	108,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得「290万円以上400万円未満」	基準額×1.60	110,900円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得「400万円以上600万円未満」	基準額×1.87	129,600円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が所得「600万円以上」	基準額×2.13	147,600円

## 第6期介護保険事業計画を策定しました 介護保険事業計画基礎数値の推計

大雪地区広域連合は介護保険法に基づいて本年度第6期介護保険事業計画を策定しました。

住み慣れた地域で高齢になっても安心して暮ら続けることができるように、今後3年間の介護サービス量を見込んでいます。人口、高齢者数、介護認定者数等の推計を基に、推計値と介護サービスの利用動向に基づいて介護サービス報酬単価の見直し、介護報酬全体の改定率等も踏まえて策定しました。詳しくは後ほど介護保険パンフレットでお知らせいたします。

### 東川、東神楽、美瑛3町の高齢者人口推移

区分	本年度	28年度	29年度
総人口(人)	28,986	29,159	29,051
高齢者人口(人)	8,765	8,948	8,995
高齢化率(%)	30.2	30.7	31.0

将来の人口推計は、広域連合事務組合を構成している構成3町（東川、東神楽、美瑛）の高齢者福祉計画等を踏まえて調整を図りました。今後3年間で総人口29,051人、高齢者人口は8,995人、高齢化率31.0%となり、高齢化がさらに進むと予測しています（29年度見込み）。

### 要介護(要支援)認定者の推計

認定者は、推計で1,868人（本年度）から213人増の2,081人（29年度）を見込んでいます。

65歳以上の高齢者人口（出現率）は本年度の21.3%を1.8ポイント上回って3年後には23.1%になると推計されています。

※数値は第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

出現率＝認定者数÷高齢者人口

### 要介護(要支援)認定者の推計 (人)

区分	本年度	28年度	29年度
要支援1	316	334	352
// 2	288	303	321
要介護1	431	455	480
// 2	311	329	347
// 3	171	181	190
// 4	182	192	203
// 5	169	179	188
合計	1,868	1,973	2,081
出現率(%)	21.3	22.0	23.1

### サービス利用者の推計

#### 在宅(介護)サービス利用者の推計(人)

区分	本年度	28年度	29年度
要介護1	22	337	349
// 2	56	267	276
// 3	34	141	144
// 4	7	92	94
// 5	5	58	59
合計	54	895	922

在宅サービス利用者の中で介護給付（要介護1以上）に該当する利用者を推計

#### 在宅(介護予防)サービス利用者の推計(人)

区分	本年度	28年度	29年度
要支援1	155	161	167
// 2	216	224	233
合計	371	385	400

在宅サービス利用者の中で介護予防（要支援1、2）に該当する利用者を推計

### 要介護(要支援)認定者の推計 (人)

区分	本年度	28年度	29年度
介護老人福祉施設	188	189	191
介護老人保健施設	153	154	156
介護療養型医療施設	24	24	24
合計	365	367	371

介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設）の利用者を推計

お問い合わせ

大雪地区広域連合介護保険対策室  
☎(直)82-3697